

香取広域市町村圏事務組合警防規程

平成21年4月1日

訓令第2号

改正 平成28年4月1日訓令第1号

平成31年3月18日訓令第5号

令和3年2月25日訓令第3号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 警防計画

第1節 通達（第3条）

第2節 防火対象物・特殊建物等警防計画（第4条）

第3節 伝統的建造物群保存地区等警防計画（第5条）

第4節 消防危険地域警防計画（第6条—第8条）

第3章 情報管理室（第9条）

第4章 消防隊及び救助隊の編成（第10条）

第5章 管内情勢等（第11条・第12条）

第6章 警防活動（第13条—第17条）

第7章 災害現場の活動

第1節 通達（第18条—第20条）

第2節 警防本部及び現場指揮本部（第21条—第25条）

第3節 火災等災害現場の活動（第26条—第44条）

第4節 救急活動（第45条）

第5節 救助活動（第46条）

第8章 消防訓練（第47条—第50条）

第9章 非常参集及び非常招集（第51条—第54条）

第10章 雑則（第55条—第59条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、香取広域市町村圏事務組合消防本部、消防署の警防計画、災害現場活動、救急救助活動及び訓練等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防隊 消防用機械器具を装備した隊をいう。
- (2) 救助隊 人命救助を行うため必要な特別の救助器具を装備した隊をいう。
- (3) 指揮隊 災害現場における情報収集及び現場指揮支援並びに安全管理等を任務とし、指揮隊員等が指揮車にて出動する隊をいう。
- (4) 救急隊 傷病者を搬送するに適した設備と救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けた隊をいう。
- (5) 現場最高指揮者 現場において指揮統制を行う最高責任者を次のとおり定める。
 - ア 第1出動時の現場最高指揮者 大隊長（指揮隊長）又は上級指揮者
 - イ 第2出動時の現場最高指揮者 管轄消防署長（以下「署長」という）
 - ウ 第3出動時の現場最高指揮者 消防長
- (6) 警防本部 災害の種別、規模等に応じて消防本部内に設置するものとし、消防活動の総括的指揮統制を行う最高決定機関をいう。
- (7) 情報管理室 消防本部に設置する通信設備により災害に関する情報及び命令の伝達、報告等を的確に処理するために勤務する場所をいう。
- (8) 警防活動 火災その他の災害又は事故の発生した場合の被害を最小限度にとどめるために行う活動及びこれに備える体制をいう。
- (9) 警防計画 火災その他の災害を最小限度にとどめるに必要な事前の計画をいう。
- (10) 特別消防対象物 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる防火対象物（第18項から第20項までに掲げるものを除く。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第33条第1項各号に掲げる防火対象物をいう。
- (11) 消防危険地域 火災の対象及び事象のいずれから判断しても延焼の危険が極めて大きいと認められる地域をいう。

第2章 警防計画

第1節 通達

(計画区分)

第3条 警防計画は次の区分に従い署長が策定するものとする。

- (1) 防火対象物・特殊建物等警防計画
- (2) 伝統的建造物群保存地区等警防計画
- (3) 消防危険地域警防計画

2 署長は、前項の警防計画を策定し、又は変更しようとするときは、管内状況を掌握し適正な運用を期さなければならない。

第2節 防火対象物・特殊建物等警防計画

(防火対象物・特殊建物等警防計画の策定)

第4条 署長は、特別消防対象物及び消防危険地域のうち別表に定めるものについて、防火対象物・特殊建物等警防計画を策定し、次に掲げる文書等を作成しなければならない。

- (1) 防火対象物・特殊建物等警防計画書（別記第1号様式）
- (2) 配置図（別記第2号様式）
- (3) 平面図（別記第3号様式）
- (4) 立面図（別記第4号様式）
- (5) 付近見取図（別記第5号様式）

第3節 伝統的建造物群保存地区等警防計画

(伝統的建造物群保存地区等警防計画の策定)

第5条 署長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による伝統的建造物群保存地区について、伝統的建造物群保存地区等警防計画を策定し、次に掲げる文書等を作成しなければならない。

- (1) 伝統的建造物一覧表（別記第6号様式）
- (2) 伝統的建造物群保存地区等警防計画書（別記第7号様式）
- (3) 伝統的建造物群保存地区等物件別警防計画書（別記第8号様式）

第4節 消防危険地域警防計画

(消防危険地域の設定)

第6条 消防危険地域は、次の要件を詳細に調査し、署長が設定する。

- (1) 火災認知の難易度
- (2) 道路、地形、地物及び水利の状況
- (3) 庭園、路地その他空地の有無
- (4) 建築物集合の査察並びにその構造及び種別

- (5) 爆発物件、引火性物件、毒物、その他危険物取扱所等の集合の有無
- (6) 木造建築物が密集した地域で、火災が発生したとき特に延焼拡大が著しいと予想される地域
- (7) その他消防活動及び延焼危険のある建物等
(消防危険地域警防計画の策定)

第7条 署長は、管内の消防危険地域を実地調査した上、火点を想定し消防危険地域警防計画を策定し、次に掲げる文書等を作成しなければならない。

- (1) 消防危険地域警防計画書（別記第9号様式）
- (2) 付近図（防ぎょ図）（別記第10号様式）

2 広大な消防危険地域は、通路、地形、地物に小範囲により区分して計画するものとする。

(消防危険地域警防計画の策定要領)

第8条 前条に規定する警防計画は、次に掲げる事項を想定して策定しておかなければならない。

- (1) 出動消防隊
- (2) 各署所からの距離
- (3) 各隊の到着順序
- (4) 各隊の進入担当方向
- (5) 使用水利、口数及び必要ホース
- (6) 人命救助の方法
- (7) 爆発物件、引火性物件、毒劇物その他の危険物等の種類及び貯蔵取り扱い数量
- (8) その他警防上必要とされる事項

第3章 情報管理室

(情報管理室の設置)

第9条 警防活動に関する警防通信及び救急活動に関する救急通信を行うため、香取広域市町村圏事務組合消防本部の組織等に関する規則（平成18年香取広域市町村圏事務組合規則第15号）に基づき消防本部に情報管理室を置く。

2 消防通信の運用は、香取広域市町村圏事務組合消防通信管理運用規程（平成18年香取広域市町村圏事務組合訓令第21号）の定めるところによる。

第4章 消防隊及び救助隊の編成

(組織及び編成)

第10条 警防本部の組織は、香取広域市町村圏事務組合消防署の組織に関する規程(平成18年香取広域市町村圏事務組合訓令第5号)に基づき別図第1のとおりとし、消防隊及び救助隊(以下「消防隊等」という)の編成は消防長が別に定めるものとする。

第5章 管内情勢等

(警防調査)

第11条 署長は、管轄区域内の状況を把握し、消防活動の円滑な推進を図るため次の事項について所属職員に警防調査を実施させなければならない。

- (1) 消火栓及び防火水槽の維持管理の状況並びにプール、河川等これらに属する水利。
- (2) 放置された物件、道路工事又は占有等の状況。
- (3) 消防対象物の位置、構造及び収容人員等の実態並びにこれらに適応する活動要領。
- (4) 危険物、毒劇物、ガス、核燃料物等の貯蔵又は取扱い場所及びこれに適応する活動要領。
- (5) 道路、橋、地勢及びこれらに類する地理。
- (6) その他活動上必要な事項。

2 前項各号の調査中、警防活動上支障となる事案のあったときは、必要な処置を講じなければならない。この場合において、緊急を要するものにあつては、速やかに処理するよう努めるとともに、直ちに署長に報告しなければならない。

3 署長は、消防活動上特に必要と認める情報等を認知したときは、その旨を消防長に報告しなければならない。

(待機)

第12条 隊員は、いかなる場合であっても出動命令を受けたときは直ちに出勤できるよう態勢を整えておかななければならない。

第6章 警防活動

(火災出動体制)

第13条 消防隊の出動区分は、ちば消防共同指令センターの指令判断基準に基づき特命出動、第1出動、第2出動、第3出動とする。

2 前項に規定する第1出動、第2出動、第3出動の体制は、次のとおりとする。

- (1) 第1出動 火災等の覚知又は通報による出動をいう。
- (2) 第2出動 現場最高指揮者は、出動途上又は現場到着後において、火災の現象状態等により部隊増強の必要があると認められたときは、直ちに第2出動部隊の出動の命令又は要請をするものとする。
- (3) 第3出動
 - ア 現場最高指揮者は、第2出動体制において、火災の現象、状態等により部隊増強の必要があると認められたとき、直ちに第3出動部隊の出動の命令又は要請をするものとする。
 - イ 消防長は、市街地、密集地等で発生した大規模火災又は地震、異常乾燥、強風その他の要因により大火に発展するおそれがある場合は、全消防隊に出動を命ずるものとする。

(出動区域)

第14条 消防隊等の出動区域は、ちば消防共同指令センター出動計画により直近選別方式とする。

(出動)

第15条 出動は、ちば消防共同指令センターが発する火災指令等の出動指令により迅速に出動するものとする。

(出動後の報告)

第16条 災害現場に最先着した部隊の指揮者（最先着隊長）は、災害の状況に関する次の事項を、ちば消防共同指令センター及び大隊長（指揮隊長）を含む後着隊に報告しなければならない。

- (1) 災害状況の把握（対象物の概要、火点、人命危険、延焼状況等）
- (2) 初動時の活動方針の決定及び後着隊への指示
- (3) 消防隊の増強要請及び部隊縮小等、その他の必要事項

2 情報管理室長は、前項の内容を消防長、次長及び署長に報告しなければならない。

(指揮隊)

第17条 指揮隊は、原則として組合管内で発生した火災（その他の火災は除く。）の消防活動、災害による救助活動及び特殊な災害の消防活動に出動し、次の事項を行うものとする。

- (1) 現場最高指揮者へ指揮支援、命令伝達及び関係者等との連絡調整
- (2) 災害実態の把握、部隊運用及び安全管理、情報収集及びちば消防共同指令セン

ターとの連絡

(3) 警防本部との情報連絡、現場指揮本部の設置及び運営

第7章 災害現場の活動

第1節 通達

(災害現場活動の原則)

第18条 災害現場活動は、災害による被害を軽減することを目的とし次に掲げる事項を主眼におかなければならない。

- (1) 人命の危険排除を優先して活動を行うこと。
- (2) 現場最高指揮者の統括指揮の下に統制ある活動を行うこと。
- (3) 各隊相互の連携を密にし、消防機器及び消防対象物の設備を効果的に活用し活動を行うこと。

(指揮命令の原則)

第19条 災害現場における出動消防隊の指揮は、現場最高指揮者がとるものとする。

(指揮者の担当範囲)

第20条 現場最高指揮者は、災害現場において災害の状況に応じ、下級指揮者に指揮担当範囲を定め指揮をとらせることができる。

第2節 警防本部及び現場指揮本部

(設置及び解散)

第21条 災害時において、部隊の効率的運用を図り、かつ、消防活動を的確に実施対応するため消防長又は現場最高指揮者は、必要に応じて警防本部及び現場指揮本部の全部又は一部を設置するものとする。

- 2 警防本部の編成は、別図第2のとおりとする。
- 3 消防長又は現場最高指揮者は、消防活動の推移により警防本部又は現場指揮本部の規模を縮小することができる。
- 4 消防長は、特異な災害の発生その他の事由により特に必要と認めるときは、第2項に定める以外の指揮体制を編成することができる。
- 5 警防本部又は現場指揮本部は、消防活動終了後、消防長又は現場最高指揮者の解散宣言をもって解散する。

(災害対策本部との併置)

第22条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部が設置された場合でも、消防機関の実動、統括組織として警防本部を併置するものとする。

(現場指揮本部)

第23条 現場指揮本部は、災害防止対策等防ぎよ手段の決定及び部隊の指揮統括を行うものであり、災害時には必要に応じ設置しなければならない。

2 現場指揮本部の設置場所は、災害又は事故等の現場に近く、災害又は事故等の状況、部隊の行動等を把握できる場所とする。

3 現場最高指揮者は、現場指揮本部を設置したときは、その位置その他必要事項についてちば消防共同指令センターへ報告するとともに、活動中の部隊に対しても周知し、必要に応じて現場救護所を設置し対応しなければならない。

(標識等)

第24条 警防本部又は現場指揮本部を設置した場合の標識等は、次のとおりとし、全部又は一部をもって明示又は対応しなければならない。

- (1) 現場指揮本部旗又は看板
- (2) 作戦図と消防活動等状況図
- (3) 回転灯
- (4) その他必要と認められるもの

(任務等)

第25条 警防本部及び現場指揮本部で行うべき業務内容は、おおむね次のとおりとする。ただし、担当区分ごとの任務については別図第3のとおりとする。

- (1) 現場最高指揮者の命令伝達
- (2) 災害時等の実態把握
- (3) 消防活動状況の把握及び活動方針の策定
- (4) 必要資機材の確保
- (5) 各種情報並びに資料の収集及び整理
- (6) 災害現場並びに報道機関への対応及び広報
- (7) 災害対策本部及び関係機関との連絡調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、現場最高指揮者が必要と認めた事項

第3節 火災等災害現場の活動

(火災防ぎよ活動の原則)

第26条 火災防ぎよ活動は、人命の安全確保を最優先とし、危険要因を排除し、火災の延焼阻止等を主眼とするほか、次に定めるものとする。

- (1) 先着隊は、延焼危険の最も大きな方向を防ぎよすること。

(2) 後着隊は、各隊相互の連絡を密にして包囲態勢をとることを基本とする。

(3) 注水は、効果的に行い水損防止に努めること。

(火勢制圧の原則)

第27条 火災防ぎょ活動における火勢制圧は、原則的に次に定めるところによる。

(1) 火勢に対し消防力が優勢なときは、燃焼物に直接注水を行い一挙に火勢の制圧を図ること。

(2) 火勢に対し消防力が劣勢なときは、延焼阻止を主眼に、注水により火勢の制圧を図ること。

(水利の統制)

第28条 現場最高指揮者は、火災の状況により水利の統制に留意し消防活動の効果を上げるよう努めなければならない。

(水利部署の原則)

第29条 消防水利部署は、現場最高指揮者の水利統制又は特に指定された場合を除き、次に定めるところとする。

(1) 先着隊は、包囲部署を考慮して火点直近の有効な水利に順次部署すること。

(2) 後着隊は、先着隊の使用水利を考慮に入れ水量の豊富な水利に部署すること。

2 前項により部署した消防水利が使用不能のときは、有効水利への転進、他隊との連携等必要な措置を執らなければならない。

(ホース延長)

第30条 ホースの延長は、火災の規模、消防対象物その他現場の状況により延長方法及び経路を速やかに判断し、迅速に行うものとする。

2 筒先位置付近には、転進、移動に備え余裕ホースを確保しなければならない。

(筒先部署)

第31条 筒先部署は、屋内進入を原則とし、次に定めるところによる。

(1) 消火効果及び操作上の安全性を考慮した位置を選定すること。

(2) 火勢の状況により転進、移動を適切に行うこと。

(煙の制御等)

第32条 煙の制御は、煙の性状、燃焼状況、風向、風速、建物構造等の状況を考慮し、消防用機器及び消防対象物の施設等を有効に活用するとともに、消防活動に従事する隊員の安全確保及び延焼の防止に留意し、効果的に行わなければならない。

(鎮圧及び鎮火の決定)

第33条 鎮圧及び鎮火は、現場最高指揮者が決定する。

2 現場最高指揮者は、前項により鎮圧及び鎮火を決定したときは、ちば消防共同指令センターに報告しなければならない。

(飛火警戒)

第34条 現場最高指揮者は、燃焼状況、気象状況等により飛火警戒の必要があると認めるときは、部隊の一部に飛火警戒を命ずるものとする。

2 飛火警戒は、風向、風速及び消防対象物の状況を考慮し、最も危険と判断される場所を中心として必要な広報を行うとともに、飛火による延焼防止に努めなければならない。

(消防警戒区域)

第35条 現場最高指揮者は、消防警戒区域を設定する必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定し、区域内からの住民の退去等必要な措置を執らなければならない。

(1) 警戒区域は、住民等の行動が消防活動に支障を及ぼすおそれのある範囲及び二次的災害が発生するおそれのある範囲とすること。

(2) 警戒区域には、資器材を用いて設定区域を表示し、必要箇所には警戒人員を配置すること。

2 現場最高指揮者は、前項の規定により設定した警戒区域を災害の推移に応じて拡大、縮小又は解除しなければならない。

3 現場最高指揮者は、必要に応じて消防警戒区域の設定及び警戒人員の配置について、警察官に協力を求めることができる。

(火災警戒区域)

第36条 消防長又は現場最高指揮者は、可燃性ガス、火薬又は危険物の漏えい若しくは飛散等により、火災警戒区域を設定する必要があると認めるときは、前条の規定を準用して迅速に警戒区域を設定し災害広報を行うとともに、区域内における火気の使用禁止、住民等に対する避難指示、区域内への進入禁止その他必要な措置を執り、二次的災害の発生防止に努めなければならない。

(現場交替)

第37条 現場最高指揮者は、消防活動が長時間にわたる等により必要と認めた場合は、隊員の現場交替措置をとるものとする。

(再燃防止)

第38条 現場最高指揮者は、残火処理を適切に行い直ちに残火処理チェックカード（別記第11号様式）を作成するとともに、再燃防止を徹底するため、必要な消防隊を現場に待機させるほか、現場付近の関係者に協力を要するものとする。

2 現場最高指揮者は、再燃防止のため必要であると認めるときは、当該対象物の関係者等に対し、再燃防止の説示書（別記第12号様式）を交付しなければならないものとする。

（補給等）

第39条 現場最高指揮者は消防活動の状況により必要があると認めるときは、隊員に対し、非常食、飲料水、燃料等の補給を命じ、又は休養を与えるものとする。

（現場保存）

第40条 消防活動に従事する消防隊は、災害調査等に必要と認められる現場の保存及び証拠の保全に努めなければならない。

（現場引揚げ）

第41条 災害に出動した消防隊の引揚げは、現場最高指揮者の指示によらなければならない。

2 前項の規定により消防隊が災害現場を引揚げるときは、隊員の掌握機械器具等の確認等、現場点検を迅速に行わなければならない。

（応援出動）

第42条 香取市、多古町、東庄町以外の市町村への消防隊等の応援出動は、隣接市町村との応援協定、千葉県広域消防相互応援協定成田国際空港消防相互応援協定、東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書、その他関係法令の規定に基づき行うものとする。

（帰署所後の措置）

第43条 災害に出動した消防隊等は、帰署（所）後、速やかに消防機器の点検整備を行い出動体制を整えなければならない。

（出動報告）

第44条 次の各号に掲げる火災及び警防活動（災害）等に出動した部隊の長は、災害出動報告書（別記第13号様式）を作成し、消防長に報告しなければならない。ただし救急・救助に関する報告は別に定めるところによる。

（1）火災のうち出動規模が第2出動以上であった場合

（2）死者が発生した火災

(3) 火災・災害即報基準に該当するもの

(4) 上記に該当しない災害であっても、社会的影響度が高いと認められる場合

第4節 救急活動

(救急活動)

第45条 救急業務に起因する活動については、別に定める救急活動に関する諸規程によるものとする。

第5節 救助活動

(救助活動)

第46条 救助業務に起因する活動については、別に定める救助活動に関する諸規程によるものとする。

第8章 消防訓練

(消防訓練の種別)

第47条 消防訓練は、次の8種とする。

(1) 総合訓練

(2) 出動訓練

(3) 走行(操縦)訓練

(4) 放水訓練

(5) 救急訓練

(6) 救助訓練

(7) 水防訓練

(8) 通信訓練

2 総合訓練は、前項第2号から第8号までの訓練を総合的に包含し、計画的に実施しなければならない。

3 出動訓練は、出動準備の迅速確実を期するとともに、機械の調整並びに器具及び着装等の点検を行うものとし、定期出動訓練又は不定期出動訓練を計画的に実施しなければならない。

4 走行(操縦)訓練は、地水利の周知徹底及び消防車両の運転技術の向上を図るために実施しなければならない。

5 放水訓練は、注水技術の向上を図るため吸水装置及び放水操作の迅速確実を期するとともに、共同連携動作を含めた訓練を実施しなければならない。

6 救急訓練は、救急傷病者に対し適切な救急処置を行い、救命率の向上を期するた

めに必要な技術の向上と知識の高揚を図るため計画的に実施しなければならない。

7 救助訓練は、人命救助作業の迅速確実を期するため、建物及び物件の利用並びに救助用機械器具の取扱いの習熟により救助技術の修得向上を図るため計画的に実施しなければならない。

8 水防訓練は、風水害等の災害による被害を最小限度にとどめるために行うもので、各種の水防工法等について、計画的に実施しなければならない。

9 通信訓練は、消防通信の迅速確実な疎通を期するため、有線又は無線の用語及び指令施設を含めた運用技術等の習熟を図るため計画的に実施しなければならない。

(訓練の実施)

第48条 消防訓練は、次に掲げる区分によるものとし、必要により訓練目的に応じ計画訓練（実施計画を示して行う訓練をいう。）及び随時訓練（実施計画を示さず行う訓練をいう。）に分け実施する。

(1) 基本訓練 活動の基礎となる資器材の取扱い及び消防操法等についての訓練

(2) 図上訓練 図上における訓練

(3) 現地訓練 現地において行う災害現場活動に適した訓練

2 署長は、前項の訓練について特殊な訓練を行うときは、消防長に報告するとともに、関係する所属長に連絡するものとする。

(訓練計画)

第49条 消防訓練の実施に当たっては、あらかじめ訓練計画を策定し署長の決裁を得ておかななければならない。

(訓練の記録及び報告)

第50条 消防訓練を実施した指揮者は、訓練の内容に関して記録するとともに、速やかに署長に報告しなければならない。

第9章 非常参集及び非常招集

第51条 香取広域市町村圏事務組合消防職員服務規程（平成18年香取広域市町村圏事務組合訓令第16号）第34条（非常参集）及び第35条（非常招集）に基づき参集するものとする。尚、非常時における警防体制の強化を図るため、非常招集を発令する。

2 前項の発令は原則として消防長が行う。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

3 緊急時において、消防長以外の最高責任者が非常招集を発令したときは、速やか

に消防長にその旨を報告しなければならない。

(非常招集の区分)

第52条 非常招集は、現に勤務している職員以外の職員を対象として次の区分により行うものとする。

- (1) 第1号招集 各出動署所の必要職員及び現場必要職員を招集する場合
- (2) 第2号招集 約半数の職員を招集する場合
- (3) 第3号招集 全職員を招集する場合

(非常招集の伝達)

第53条 非常招集の伝達及び報告・服装・留意事項・解散等については、有線電話をもって所属職員に伝達するものとするが、災害により有線電話による伝達が不可能な場合の方法は消防長が別に定めるものとする。

(適用除外職員)

第54条 非常招集は、次の各号のいずれかに該当する職員には適用しない。

- (1) 休職中又は停職中の職員
- (2) 傷病による休暇で療養中の職員
- (3) 出張、研修及び派遣中の職員
- (4) 管外外出及び旅行中の職員
- (5) その他の事情により消防長が認めた職員

第10章 雑則

(消防車両の動態報告)

第55条 出動した消防隊の現場最高指揮者は、災害等により出動した消防車両の動態状況を警防本部に報告しなければならない。

(現場即報)

第56条 現場最高指揮者は、次に掲げる事項を警防本部に即報しなければならない。

- (1) 災害種別、発生場所及び被災物
- (2) 災害の程度及び被害の推移の状況
- (3) 災害発生場所周囲の状況
- (4) 指揮本部の強化及び消防部隊の増強の要否
- (5) 死傷者、行方不明者又は要救助者の状況
- (6) 消防活動の実施内容及び変更
- (7) 火災警戒区域を設定したとき。

(8) 前各号以外で必要と認める事項

(事故報告)

第57条 署長は、災害現場活動等において次の各号に該当する事故があったときは、電話その他の方法により即報するほか、直ちに事故対策等の処置をとり、文書をもって消防長に速やかに報告しなければならない。

(1) 交通事故を起こしたとき。

(2) 隊員が死傷したとき。

(3) 消防機械の故障により活動に支障が生じたとき。

(4) その他必要と認める事故が発生したとき。

(検討会)

第58条 署長は、火災防ぎょ等で特異なものについては、香取広域市町村圏事務組合火災防ぎょ検討会実施要綱に基づき、検討会を開き、事後における警防対策、防ぎょ活動等の参考にし、併せて全職員の参考資料に供さなければならない。

(消防団との協力)

第59条 消防長又は署長は、災害状況等により消防団と相互協力して警防活動をする必要があると認めるときは、消防団長又はこれに代わる消防団の指揮者に当該災害の防ぎょに関し、必要な指示をするものとする。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条)

警 防 計 画 策 定 基 準

種別	対象物	策 定 基 準	
特 殊 建 物	1項	イ 劇場等 ロ 公会堂等	収容人員500人以上又は延べ床面積1,500㎡以上
	2項	イ キャバレー等 ロ 遊技場等 ハ 性風俗店等	収容人員100人以上又は延べ床面積1,000㎡以上
		ニ カラオケボックス等	
		イ 料理店等 ロ 飲食店等	
	4項	百貨店、マーケット、店舗等	収容人員300人以上又は延べ床面積1,000㎡以上
	5項	イ ホテル等	収容人員200人以上又は延べ床面積1,500㎡以上
		ロ 共同住宅等	3階建以上で延べ床面積2,000㎡以上
	6項	イ 病院等	ベット数50床以上又は延べ床面積1,000㎡以上
		ロ 社会福祉施設 (入所等施設)	収容人員50人以上又は延べ床面積1,000㎡以上
		ハ 社会福祉施設 (入所等以外)	
		ニ 幼稚園等	収容人員100人以上又は延べ床面積1,000㎡以上
	7項	学 校 等	収容人員100人以上又は延べ床面積1,000㎡以上
	8項	図 書 館 等	収容人員100人以上又は延べ床面積1,000㎡以上
	9項	イ サウナ等	収容人員100人以上又は延べ床面積1,000㎡以上
		ロ 公衆浴場等	収容人員100人以上又は延べ床面積1,000㎡以上
	11項	神 社 等	延べ床面積1,000㎡以上
	12項	イ 工 場 等	延べ床面積3,000㎡以上
		ロ 映画スタジオ等	収容人員100人以上又は延べ床面積1,000㎡以上
	13項	イ 駐 車 場 等	地下式並び立体式4階以上で延べ床面積3,000㎡以上
		ロ 格 納 庫 等	延べ床面積3,000㎡以上
14項	倉 庫	延べ床面積3,000㎡以上	
16項	イ 特定複合建物	延べ床面積3,000㎡以上	
16項の2	地 下 街	延べ床面積1,000㎡以上	
16項の3	準地下街	延べ床面積1,000㎡以上	
17項	文化財等	重要文化財、国・県指定有形文化財等を所蔵する建物で署長が認めるもの	
18項	アーケード	延べ床面積1,000㎡以上	
高層建築物	高さ31mを超える建築物		
	地階を除く階数が11以上の建築物		
その他	その他、署長が必要と認めるもの		
危 険 物	製造所又は 一般取扱所	指定数量の100倍以上のもの((省令第72条第1項の危険物(火薬類)を除く。))	1,000㎡以上のもの
	屋内貯蔵所	指定数量の150倍以上のもの((省令第72条第1項の危険物(火薬類)を除く。))	1,000㎡以上のもの
	屋内、屋外タンク貯蔵所	指定数量の200倍以上のもの	
	屋外貯蔵所	指定数量の200倍以上のもの	塊状硫黄等1,000㎡以上のもの
	給油取扱所	指定数量の200倍以上のもの及び一方のみが開放で且つ上階を有するもの	
	指定可燃物	指定可燃物(液体類を除く)を危政令別表第4で千倍以上の数量を貯蔵し、又は取り扱うもの	1,000㎡以上のもの
その他	その他、署長が必要と認めるもの		

別記

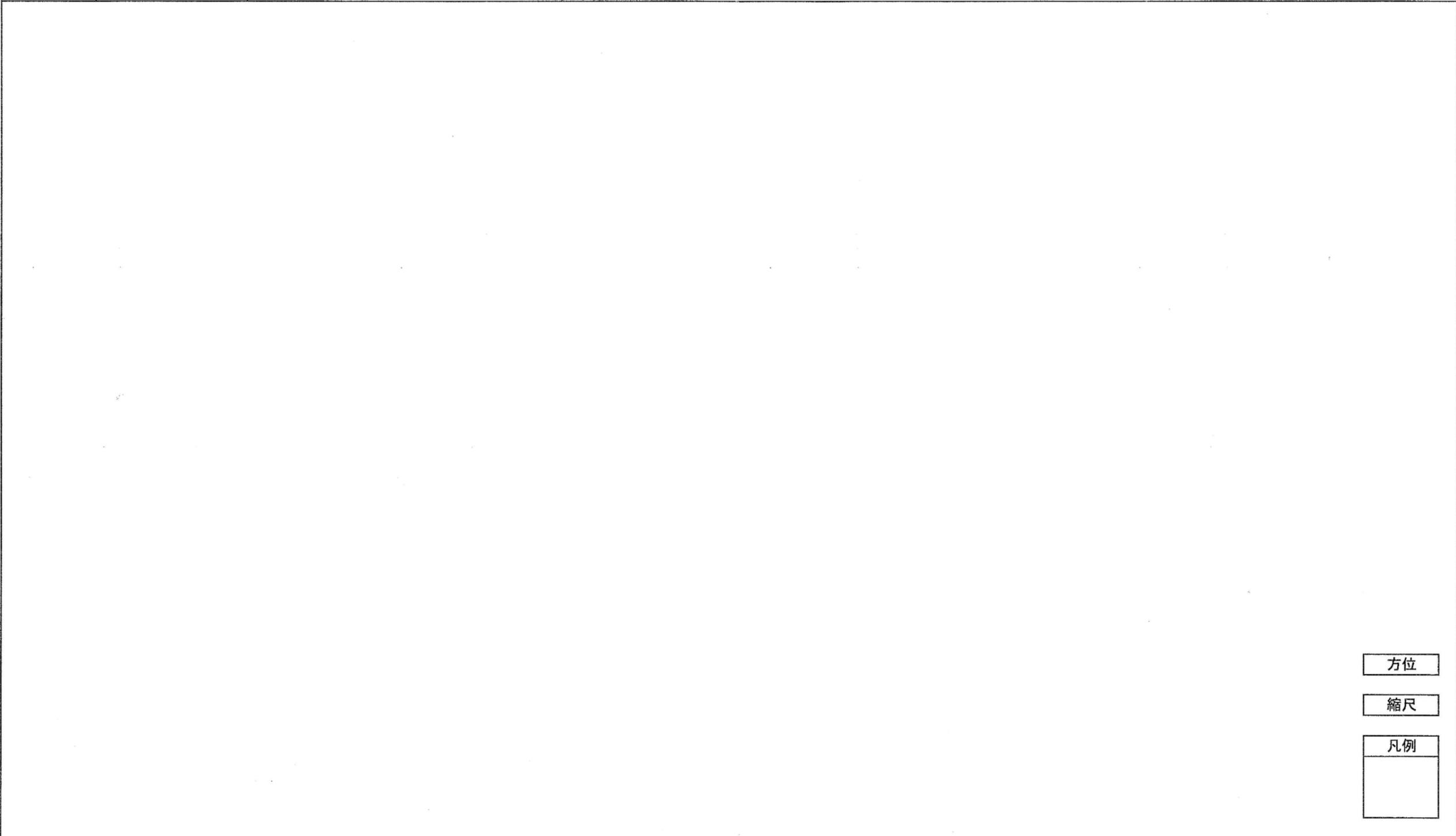
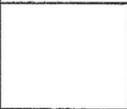
第1号様式(第4条)

防火対象物・特殊建物等警防計画書

警防計画番号		対象区分		項		所在地		責任者		収容人員		延面積		階数	用途	面積	
所名		電		夜間		防火管理者		消防用設備		延面積		建築面積					
夜間の体制	警備保障会社			危険要素													
	関係者																
体制	車両呼出名称	指定水利				所在地		距離(km)		任務		建物概要					
		種別	容量・口径	台帳番号	所在地												
第一出動体制																	
第二出動体制																	
第三出動体制																	
備考	※警備保障委託時間																

第2号様式(第4条)

配 置 図

対象物名	
	
方位	
縮尺	
凡例	
	

平 面 図 (階)

対象物名	
	
方位	
縮尺	
凡例	
	

立 面 図 (東・西・南・北)

対象物名			
			
<table border="1"><tr><td>凡 例</td></tr><tr><td></td></tr></table>		凡 例	
凡 例			

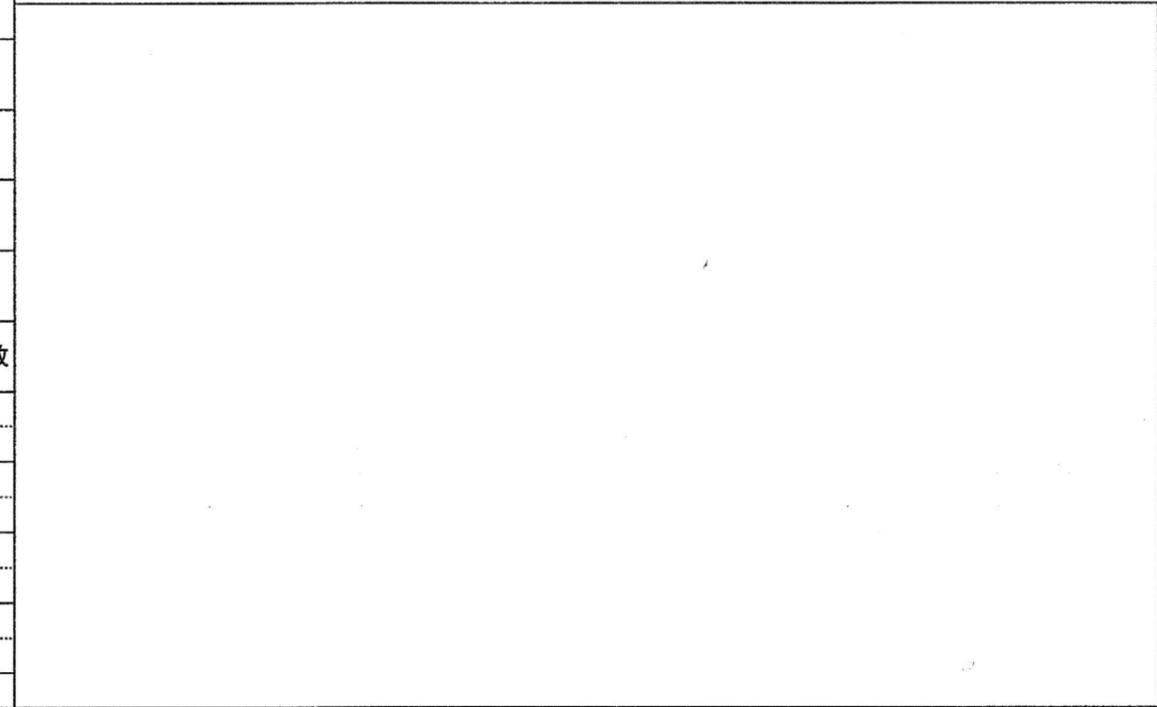
付 近 見 取 図

対象物名	
方位	
縮尺	
凡例	

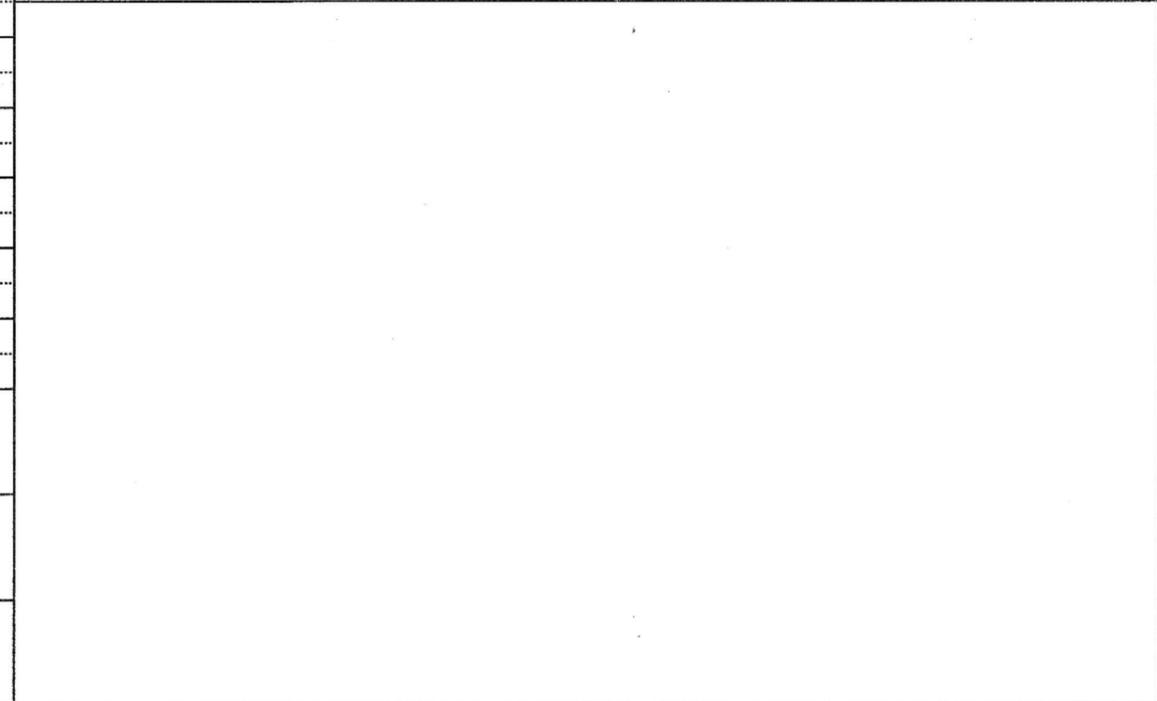
伝統的建造物群保存地区等警防計画書

付近見取図

対象区域	ブロック番号	区域名					
対象番号							
出動区分	車両呼出名称	指定水利種別・容量	距離(km)	水利番号	部隊運用方法	口数	
第一出動体制							
第二出動体制							
第三出動体制							
建物状況							
水利状況							
防ぎよ上の問題点							



配置図



第8号様式(第5条)

伝統的建造物群保存地区等物件別警防計画書

警防計画番号	区分								
事業所名		用途		防ぎよ上の留意点					
住所		電話		敷地内(付近)配置図					
氏名		生年月日 (年齢)							
職業									
構造		屋根の形状							
面積		建築年月							
延べ面積		増改築							
家族構成									
消防用設備									
出動区分	車両呼出名称	消 防 水 利							
		種 別	容量・口径				水利番号	所 在 地	距離(km)
第一出動体制									
第二出動体制									
第三出動体制									
出動隊運用事項					備考				

消防危険地域警防計画書

指定地域警防計画		消防署		計画区分		地域No.		地域名称		作成(修正)年月日		年	月	日	
地域世帯数		世帯		建物棟数	耐火造		棟		必要消防力		項目	内 容			
地域人口		人			防火造		棟		必要口数			地 形 道路状況			
地域面積		㎡			木造		棟		必要口数						
建ぺい率		%			計		棟		必要口数						
出動区分	到着順序	出動消防隊	各署所からの距離	進入担当方向	水利(指定・予定)		水利番号	口数	使用ホース数	任務	活動概要				
第1次出動			km		種別	容量・口径									
			km								建物状況				
			km								水利状況				
			km								活動の重点				
			km								人命救助の方法				
			km								避難誘導対策				
			km								爆発物件 引火性物件 毒劇物 その他の危険物等の種類 及び貯蔵取扱い数量				
			km								その他警防上必要とされる事項				
消防団															
備考															

第10号様式(第7条)

付近図(防ぎよ図)

指定地域警防計画	消防署	計画区分	木造建築物密集地域	地域No.	地域名称	作成(修正)年月日	年	月	日

第11号様式（第38条第1項）

残火処理チェックカード

火災件数			鎮火決定者			作成者		
残火処理 終了日時	年 月 日 時 分					残火処理 の必要性	有 ・ 無	
処 理 対 象 物	名称				占有者等氏名			
	構造	木造・耐火・準耐火・鉄骨・（ ）				処理階	階	
番 号	点 検 箇 所				点 検 結 果	備 考		
1	屋 根 等							
2	小 屋 裏 等							
3	天 井 裏 等							
4	壁 体 等							
5	床 等							
6	畳 等							
7	柱 ・ 梁 等							
8	押 入 ・ 戸 袋 等							
9	ダ ク ト 等							
10	パイプスペース等							
11	火 気 施 設 等							
12	布 団 ・ マ ッ ト 等							
13	家 具 等							
14	ロ ッ カ ー 等							
15	書 籍 等							
16	織 維 ・ 紙 ・ 木 材 等							
17	焼 き 堆 積 物 等							
18	そ の 他							
立 会 者	氏 名				区 分	所 ・ 管 ・ 占 ・ 他		

- (注) 1 点検し異常なしと判定した場合 ○
 2 点検の必要なしと判定した場合 ×
 3 点検箇所が存在しない場合 /
 4 チェックしたことに必要があれば別紙略図で説明をあたえること。

（控）

交付日時	年 月 日 時 分 ころ				No.
対象物	住所				火災件数
	名称 占有者氏名				
受領者		受領者区分	所・管・占・他	交付者	

-----き り と り 線-----

		No.
		年 月 日
様		消 防 署 長
<p>消防隊の現場引き揚げ後は、つぎのことについて 特に配慮していただくよう、ご協力願います。</p>		
<p>1. 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と決定しました。 しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合とことなり、予見できない 事由により再出火等の発生危険がありますので、引き続き警戒を行って ください。</p>		
<p>2. 現場保存等のため指定された区域内には、原則として立ち入らないで ください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある ときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。</p>		
<p>3. 異常と思われる事象に気づかれたときは、すみやかにつぎの連絡先へ 通報してください。</p>		
連絡先	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; min-height: 100px;"> <p style="text-align: center;">又は、119番へ通報してください。</p> </div>	

消防長		

災 害 出 動 報 告 書

指揮者 消防

印

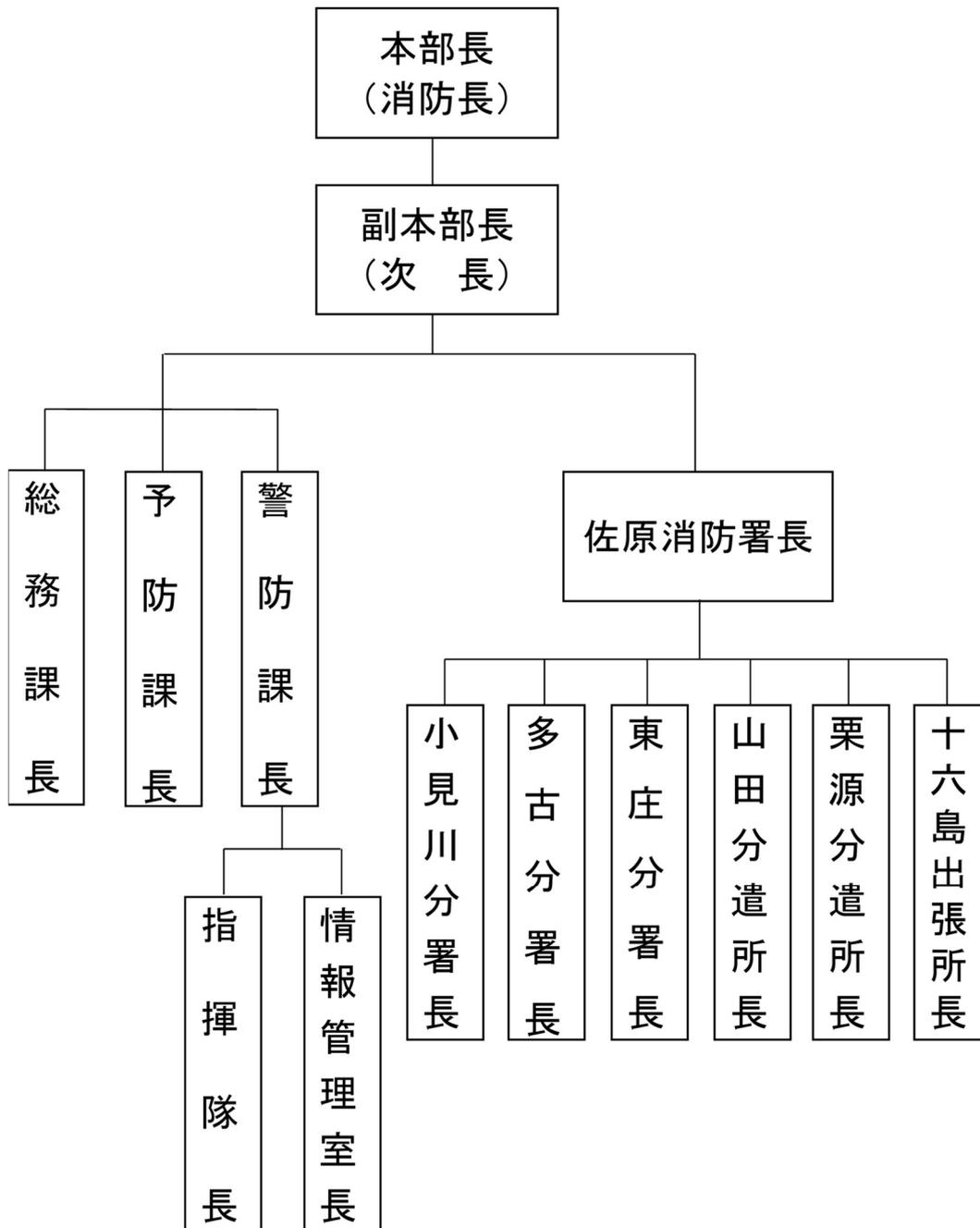
火災件数	署所別件数	その他の件数	署所別件数								
発 生 場 所			業 態								
火災種別	○建物 ○林野 ○車両 ○船舶 ○航空機 ○その他（ ）										
その他の種別	○危険物事故（ ） ○救急・救助事故（ ） ○地震・風水害・雪害等（ ）										
名称・所有者及び管理者・住所職氏名年齢											
覚知日時			覚知種別		覚知者						
経過	発 生 月 日		出 火 時 分		鎮 圧 時 分		鎮 火 時 分				
	頃										
気 象	天 候	風 向	風 速	気 温	湿 度	気 象 情 報					
出 動 状 況 ・ 経 過											
車両名	隊長名	出動区分	出動時分	現着時分	放水時分			帰署時分	距離(km)	ホース数	水利種別
					開始	停水	時分				
			：	：	：	：	分	：			
			：	：	：	：	分	：			
			：	：	：	：	分	：			
			：	：	：	：	分	：			
			：	：	：	：	分	：			
			：	：	：	：	分	：			
消 防 団 活 動 状 況											
放水有				放水無				出 動 人 員			
	合 計				台	合 計			台	名	

編 成 表

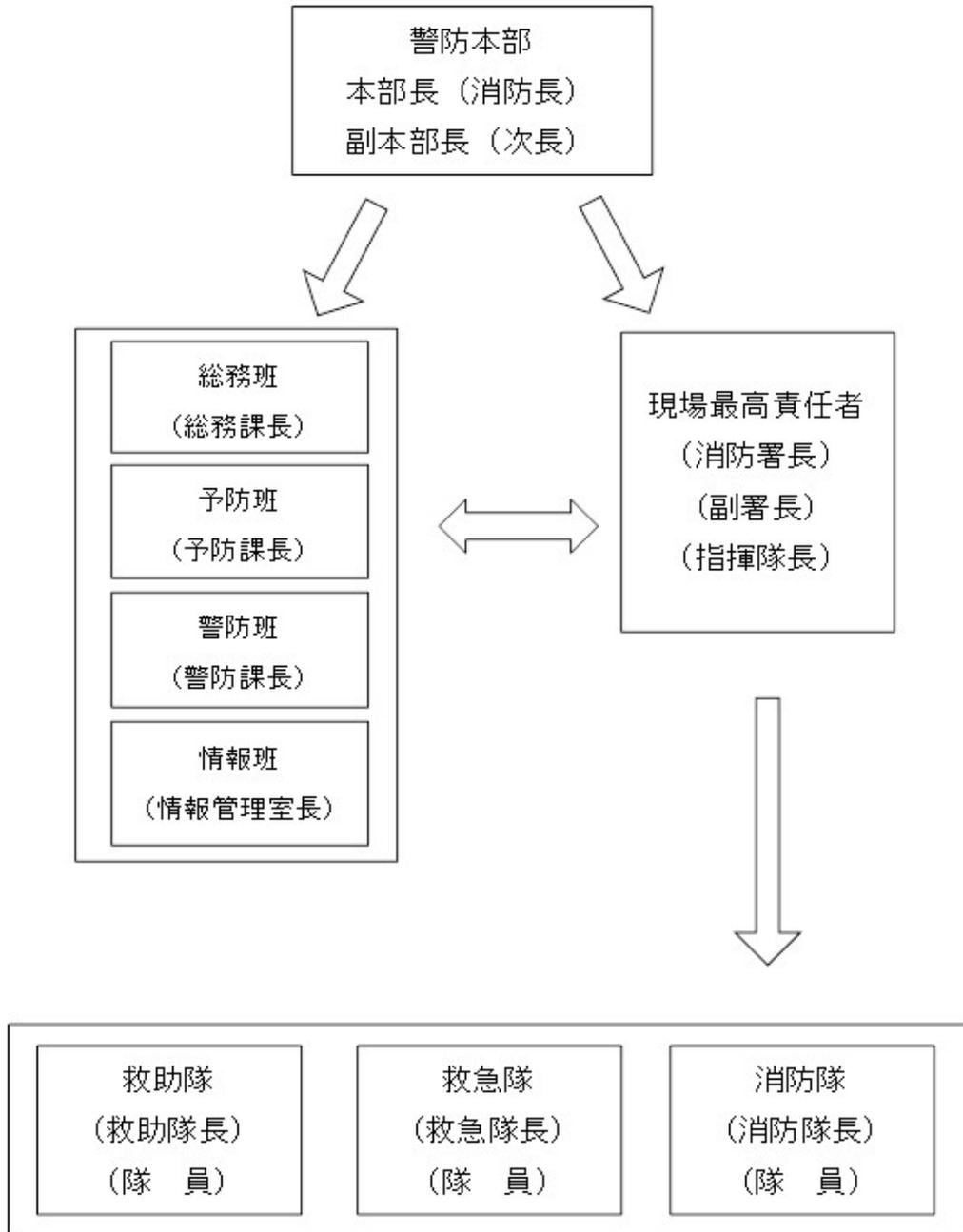
	車 両 職 名 氏 名				車 両 職 名 氏 名				
指揮本部				消防本部					
情報管理室	職 名	階 級	氏 名	情報管理室	職 名	階 級	氏 名		
佐原消防署	車両	職 名	階 級	氏 名	車両	分 署 ・ 分 遣 所 ・ 出 張 所			
						職 名	階 級	氏 名	
小見川消防署	車両	職 名	階 級	氏 名	車両	分 署 ・ 分 遣 所 ・ 出 張 所			
						職 名	階 級	氏 名	
非番参集状況									

注 休務中の参集職員は、朱書きで部隊編成欄に記入し、非番参集状況欄には、休務者全員の氏名を記入するものとする。

警防本部の組織



警防本部の編成



任 務

担当区分	責任者	任 務
総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 資機材の調達、修理に関すること。 2 給与、非常用食料に関すること。 3 公務災害補償に関すること。 4 その他各班に属さないこと。
予防班	予防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災等の予防に関すること。 2 情報の収集・広報に関すること。 3 原因及び損害等の調査に関すること。 4 避難及び誘導に関すること。 5 その他の予防に関すること。
警防班	警防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場指揮本部の開設に関すること。 2 消防活動方針の決定、命令の伝達に関すること。 3 情報の収集・災害状況の記録等に関すること。 4 消防団の指揮統制に関すること。 5 報道対応(現場即報)に関すること。 6 消防通信の統制・運用等に関すること。 7 その他警防に関すること。
指揮隊	大隊長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握、活動方針の決定。 2 災害活動の総合指揮、応援に関すること。 3 災害現場広報及び報道対応に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 その他指揮活動に関すること。
情報班	情報管理室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防通信の管理統制に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 火災出動指令の伝達及び支援情報に関すること。 4 非常招集に関すること。 5 情報の収集・記録の集計等に関すること。 6 その他保守等に関すること。
消防隊	消防隊長	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場指揮本部の解説の必要状況等に関すること。 2 情報収集・記録・関係機関との調整。 3 消防戦術等に関すること。 4 消防隊の指揮運用に関すること。 5 応援要請等に関すること。 6 その他消防活動等に関すること。
救急隊	救急隊長	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急処置等に関すること。 2 救急機関等との連絡調整に関すること。 3 医師要請等に関すること。 4 情報収集・記録整理に関すること。 5 応援要請等に関すること。 6 その他救急活動に関すること。
救助隊	救助隊長	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命救助・避難誘導等に関すること。 2 救助用資器材に関すること。 3 医師要請等に関すること。 4 情報収集・検索活動に関すること 5 特殊車両の運用に関すること。 6 その他救助活動に関すること。